エンド ユーザ ライセンス契約 (EULA)

Y Soft Corporation, a.s.



エンド ユーザ ライセンス契約のバージョン番号:

EULA V 6

本バージョンのエンド ユーザ ライセンス契約の発効日:2016 年 7 月 19 日 本バージョンのエンド ユーザ ライセンス契約の発行日:2016 年 7 月 19 日

本ライセンス契約で規定されている契約条件は、プラハ地方裁判所が管理する商業登記簿の B 項の下で登記番号 16279、識別番号 26197740 として登記された、登記上の事務所所在地を Prague 3, U Kněžské louky 2151/18, Postcode: 13000 とする Y SOFT CORPORATION, A. S. (以下「Y Soft」)が開発またはその他の方法で提供したすべてのソフトウェアのすべてのユーザを、ソフトウェアの提供方法に関わらず拘束します。

1. 定義

1.1 ライセンシー

モジュールおよび/またはプログラム(該当する場合)で構成されるソフトウェアについて、次の方法でライセンス許諾を受ける者。(i)Y Soft が発行またはライセンス アクティベーション システムが生成した、適用可能なライセンス証明書、または(ii)Y Soft がその他の方法で定めた許諾。

1.2 Y Soft 製ソフトウェア

Y Soft がライセンスを直接許諾するすべての ソフトウェア、または場合によっては Y Soft が他の権利に基づいて潜在的ライセンシーに サブライセンスを供与するすべてのソフトウ ェア。

1.3 ライセンス許諾ソフトウェア

特定のライセンシーに対し、ライセンス許諾 時の現行バージョンについて、ライセンス証 明書および本 EULA で規定された範囲で、ラ イセンス許諾された Y Soft 製ソフトウェア

1.4 NFR ソフトウェア

「再販不可 (NFR)」と明示された Y Soft 製ソフトウェア。その Y Soft 製ソフトウェア の完全な機能を備えていますが、販促目的、すなわちそのソフトウェアのプレゼンテーションまたはトレーニング目的に限定して使用することができます。

1.5 試用版ソフトウェア

「試用版」と明示されたバージョンであり、 (i) 完全な機能を備えているが使用期間が限 定された Y Soft 製ソフトウェア、または (ii) 使用期間は限定されていないが機能が制 限された Y Soft 製ソフトウェア。試用版ソ フトウェアは、該当する Y Soft 製ソフトウ ェアの評価目的でのみエンド ユーザが使用できます。

1.6 ライセンス

本 EULA で規定した事業活動の範囲に限定してライセンス許諾ソフトウェアおよび関連ドキュメントを使用可能にするために、Y Soft がライセンシーに付与する非排他的権利。該当する場合には、ライセンス証明書に記載された範囲および期間が適用されます。

1.7 アウトソーシング ライセンス

ライセンス許諾ソフトウェアの使用を通じて 第三者にサービスを提供する権利をライセン シーに付与するライセンス。

1.8 サブスクリプション ライセンス

期間が限定されたソフトウェア サブスクリプションの形式で提供されるライセンス。この期間はライセンス料金の支払いがあった場合に延長されることがあります。

1.9 ライセンス証明書

Y Soft が特定のライセンシーに対し、該当す るライセンスを許諾するために発行した証明 書。ライセンス証明書には、特に(i)ライセ ンスが許諾された日付、(ii) ライセンシー に使用権が付与されるモジュール名、プログ ラム名、数量(サーバ、クラスタ、ターミナ ル、および接続デバイスの数など)、および その他のライセンス パラメータ (該当する場 合)、(iii) 許諾されたライセンスをライセ ンシーが使用できる期間、(iv) ライセンス がライセンシーに許諾される条件が記載され た現行バージョンの EULA に対する参照が記 載されます。Y Soft は、使用可能な配布チャ ネル、ライセンスのアクティベーション、お よびライセンシーの認証方法など、ライセン ス証明書の発行方法および配布方法を規定お よび更新する権利を留保します。特にライセ ンス証明書は、(ライセンシー/パートナーと Y Soft 間の合意に応じて) ハードコピー ド

グローバル - エンド ユーザ ライセンス契約

キュメントとして発行されるか、電子的手段 によるライセンス アクティベーションに基づ く Y Soft のライセンス認証システムによっ て生成されます。

1.10 Y Soft の認定パートナー

Y Soft の認定を受けて Y Soft ソフトウェア の配布、実装、およびメンテナンスを行う会 社。

1.11 ライセンス料金

ライセンスについて、ライセンシーが Y Soft に直接または(認定パートナーを通じて)間接に支払う義務を負う料金。ライセンス料金は、Y Soft のライセンス許諾ソフトウェアについて現時点で有効なメーカー希望小売価格表 (MSRP) に基づいて支払われるものとします。ただしライセンシーと Y Soft 間で、ライセンス料金として別途金額が合意されている場合はこの限りではありません。 なお、Y Soft が特定のソフトウェアを無償で提供する場合もあります。

1.12 関連ドキュメント

ライセンス許諾ソフトウェアの機能および使用方法が記述され、該当するライセンス許諾ソフトウェアと併せて使用するために公開された、またはその他の方法で通例として顧客に提供された、ライセンス許諾ソフトウェアに関するすべての資料、ドキュメント、仕様、技術マニュアル、ユーザマニュアル、図表、ファイル記述、およびその他の書面による情報(ハードコピーまたは電子形式など、形式を問わない)。

1.13 ソフトウェア サポート

ソフトウェア サポートの個別契約に基づいて 、Y Soft または認定パートナーがライセンシ ーにオプションで提供するサービス。

2. ソフトウェアの使用

2.1 ライセンスの対象

ライセンス証明書の発行、または場合によってはライセンシーによる本 EULA の承諾があり次第、本 EULA に規定された条件に従って、ライセンシーにライセンスが許諾されます。

2.2 ライセンス許諾ソフトウェアを使用す る権利

Y Soft は、ライセンス許諾ソフトウェアの使用権を許諾する権限を持つことを表明します。ライセンス契約の両当事者は、ライセンシーが本ライセンス契約によってライセンス許諾ソフトウェアの所有権を現在および将来にわたり取得しないこと、およびライセンシーが Y Soft の現時点で有効な EULA で規定されたライセンス許諾ソフトウェアに対する権利のみを有することに同意します。

第三者独自のライセンス条件(プログラム ライブラリ、ソフトウェア ツールのパーツなど)が適用されるソフトウェア製品が Y Soft 製ソフトウェアに含まれる場合、Y Soft は、第三者のソフトウェア使用許諾条件 (EULA の重要な部分を構成し、以下の Web サイトで閲覧可能)で規定された条件および範囲内で、ライセンス許諾ソフトウェアのソフトウェアパッケージを使用するための、最低限の基本的な非排他的かつ譲渡不能の権利を提供するものとします。

https://www.ysoft.com/en/supportservices/third-party-software-terms-andconditions

2.3 ライセンス、取り消し、および無効化 コードの限定的有効性

Y Soft がライセンシーから (期限を迎えるすべてのソフトウェアを対象に) ライセンス許 諾のためのライセンス料金全額を期限までに 適切に受け取るまで、ライセンシーはライセ

グローバル - エンド ユーザ ライセンス契約

ンス許諾ソフトウェアを使用する一時的な権利のみを持ちます。Y Soft は単独の裁量により、ライセンス許諾ソフトウェア内で(以下に規定する)アクセス無効化コードのアクティブ化などを含む適切な技術的方策を実施することで、ライセンス許諾ソフトウェアの操作の一時性を確保できるものとします。

また Y Soft は、(期限を迎えるすべての) ライセンス許諾ソフトウェアの使用に対する ライセンス料金が何らかの理由で期限までに Y Soft の銀行口座に全額支払われない場合に は、ライセンスを直ちに終了する権利を有し ます。その場合ライセンシーは、(i) ライセ ンス許諾ソフトウェアに関連するすべてのド キュメント、およびインストール ファイルが 含まれているメディアを返却し、(ii) Y Soft の要求に応じてライセンス許諾ソフトウ ェアのバックアップ インストールまたはイン ストール ファイルを破棄した証拠を書面で提 示し、(iii) ライセンスの終了後にいかなる 方法でもライセンス許諾ソフトウェアを使用 することはできず、(iv)上述の義務の履行 に関する Y Soft の代表者による監査を受け 入れるものとします。

ライセンス許諾ソフトウェアには、ライセンス許諾ソフトウェアあるいはその一部の正常な動作または機能を自動的に無効にするコンピュータコードを組み込むことができます。そのような無効化コードは、以下の場合にアクティブになるものとします。(i)Y Softが期限を迎えるライセンス料金全額の支払いを受領していない場合。(ii)Y Softが無効化コードを定期的にリセットする(該当する場合)ための、ライセンス許諾ソフトウェアに対する合理的なアクセスを拒否された場合。(ii)ライセンシーが本 EULA に規定された義務を履行しない場合。(iv)ライセンスが終了または期限切れになった場合。

2.4 ライセンスの譲渡不可

本 EULA で明示的に規定されている場合を除き、ライセンス許諾ソフトウェアのライセン

グローバル - エンド ユーザ ライセンス契約

スは、ライセンシー内部での業務用途に限定してライセンシーに許諾されます。Y Soft の明示的な事前合意がある場合を除き、ライセンシーは、対価、還元サービス、および支払いの有無に関わらず、許諾されたライセンスに起因する権利および義務を、何らかの方法で他者に割り当てること、貸与、リース、サブライセンス供与すること、またはその他の方法でライセンス許諾ソフトウェアを譲渡すること、あるいはライセンシーまたはその他の者の義務に対する担保または保障として利用することはできません。

2.5 ライセンスに対する変更

ライセンシーは、Y Soft の書面(または電子 ライセンス アクティベーション処理の場合は 電子的な確認)による (ライセンス証明書の 範囲を超える)事前の同意がなく、Y Soft の 有効な価格表に基づく追加ライセンス料金を 支払わない限り、許諾されたライセンスの範 囲(ユーザ数、ターミナル数、サーバ数など) を超えて Y Soft 製ソフトウェアを使用し たり、本契約書に規定された以外の方法でラ イセンスを使用したり(ターミナル ライセン スをサーバで使用するなど)してはなりませ ん。ライセンシーが Y Soft の書面による事 前の同意なく、本 EULA で許可されている以 外の方法または範囲でいずれかの Y Soft 製 ソフトウェアを使用した場合、ライセンシー は Y Soft に対し、ライセンシーが実際に Y Soft 製ソフトウェアを使用した範囲と目的に 相当するライセンス料金の 2 倍の違約金を支 払う義務を負います。ただしこの違約金が支 払われても、すでに支払われたライセンス料 金についてライセンシーが調停または払い戻 しを受けないまま、ライセンシーに許諾され たライセンスの有効性を Y Soft が取り消す 権利が損なわれることはありません。

2.6 ライセンス許諾ソフトウェアのコピー

ライセンシーは、正当な要求に基づく複数の バックアップ コピーの作成に Y Soft が同意 していた場合を除き、ライセンス許諾ソフト

ウェアのインストール ディスク/ファイルの バックアップ コピーを 1 部作成することが 許可されています。ライセンシーは、通常業務、トレーニング、またはデモンストレーション目的の範囲で、ライセンス許諾ソフトウません。ライセンシーは、バックアップ コピーを使用してはなりません。ライセンシーはに関する文言とする ものである文言を表示し、ライセンス許諾別ラベルを貼付するこ コピーが厳密にがックアップ おけするこ コピーがある文言を表示し、ライセンカーなどのようなに同意するものとします。バックアップ うなピーを例外として、ライセンシーはどのようはピーを作成してはなりません。

2.7 ライセンス許諾ソフトウェアの修正

ライセンシーは、Y Soft のライセンス許諾ソフトウェアまたはその他のソフトウェアのリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行ってはなりません。また Y Soft のライセンス許諾ソフトウェアまたはその他のソフトウェアのソース コードを再構成してはなりません。そのような制限が準拠法の下で許可されていない場合、これらの行為は準拠法によって規定された最小限度と目的の範囲でのみ行うことができます。

2.8 ライセンス許諾ソフトウェアに関する 権利侵害

ライセンシーは、Y Soft 製ソフトウェア、特にライセンス許諾ソフトウェアに対する Y Soft の権利を侵害する行為を認識した場合には、Y Soft へすみやかに通知するとともに、Y Soft 製ソフトウェアに対する権利侵害に関する Y Soft の主張を立証するために十分な支援を提供するものとします。

2.9 保証

Y Soft は、以下に示す条件の下で、ライセンス許諾ソフトウェアがインストールから 90日間、関連ドキュメントに記載された仕様に

従って動作することを保証します。i) ソフトウェアの動作が、ライセンシーが運用するまたはライセンシーの IT 環境で運用されている、他のアプリケーションと競合しないこと。ii) ソフトウェアが関連ドキュメントに従って使用されていること。iii) ソフトウェアが、インストール方法の訓練を受けた者(Y Soft または Y Soft 認定パートナーの技術者)によって正しくインストールされていること。iv) ソフトウェアがライセンス許諾ソフトウェアの仕様および目的に従って正しく使用されていること。

ライセンス許諾ソフトウェアは最新のコンピ ュータ テクノロジに基づいて開発された製品 であり、このソフトウェアについて可能性の あるすべての使用方法をテストおよびモニタ リングすることは現状では不可能であるため 、ライセンシーはライセンス許諾ソフトウェ アの多様な使用環境を鑑みて、またライセン ス許諾ソフトウェアが動作する技術的装置お よびそのソフトウェアと共存する技術的装置 の継続的な開発という観点から、Y Soft がラ イセンス許諾ソフトウェアにエラーが発生し ないことを無条件に保証できないことに同意 します。その場合も、Y Soft は該当するライ センスについて(自動的にまたはオプション として) アクティブになったソフトウェア サ ポートに応じて、ライセンシーから Y Soft に報告されたエラー、異常、または反復され るエラーを最善の努力をもって修理するもの とします。また Y Soft は、ライセンス許諾 ソフトウェアの該当するバージョンの使用権 を持つすべてのユーザに対し、エラーの重大 性に応じて単独の裁量により、「ホットフィ ックス」(1回限りの修理)または全般的な 修理(累積的な更新、メンテナンス更新、ま たは新バージョン)を提供するものとします 。Y Soft はまた、適切な機能を持つライセン ス許諾ソフトウェアの新しいバージョンのラ イセンスを許諾することで、保証請求を解決 する権利を留保します。この保証期間中は、 該当するバージョンのライセンス許諾ソフト

ウェアのサポートは、Y Soft の認定パートナーからも提供されるものとします。

Y Soft は、不具合または異常の解決を目的として、あるいは限定的な機能のために、必要に応じていずれかの Y Soft 製ソフトウェアに対する修理をリリースする権利を留保します。ライセンシーがそのような修理(累積的更新、ホットフィックス、および/またはメンテナンス更新)をインストールしない限り、ライセンシーは提供された保証に基づく権利を主張することはできません。

またライセンシーは、ライセンシーが Y Soft の認定パートナーまたは Y Soft の代表者に対し、主張する不具合の原因および影響を判断するために必要な、またその是正のために必要な適切な支援を提供しない場合には、保証に基づくいかなる権利も保持できません。

ライセンシーによる保証請求(ライセンス許諾ソフトウェアの不具合を解決するための請求)は、ライセンス許諾ソフトウェアを提供した、または場合によってはライセンス許諾ソフトウェアを実装した、Y Soft の認定パートナーを通じて申請する必要があります。

本 EULA の保証は、無償で提供されたソフトウェアには適用されません。

2.10 ライセンシーによる新しいソフトウェ ア バージョンの使用

本 EULA で別途明示的に規定されている場合を除き、ライセンシーはライセンス証明書で示されているバージョンのライセンス許諾ソフトウェアのみを使用できます。ただし次の例外があります。

- (i) (自動的にまたはオプションで) アクティブになったライセンス許諾ソフトウェアのサポートに基づいて、ライセンシーは、ソフトウェア サポートがアクティブである期間中に Y Soft がリリースした新しいバージョンのライセンス許諾ソフトウェアを使用することができます。
- (ii) Y Soft が、特定バージョンの不具合を 修理した結果、ライセンス証明書に記載 されているライセンス許諾ソフトウェア のバージョンを新しいバージョンに置き 換えることを選択した場合、ライセンシーは Y Soft がその目的でリリースした 、置き換えられたバージョンのライセン ス許諾ソフトウェアのみを使用できます

2.11 ライセンス許諾ソフトウェアの操作に 基づく義務

ライセンス許諾ソフトウェアは、ライセンシ ーの監督と法的責任の下で、ライセンシーの 活動のためにのみ操作し使用されるものとし ます。ライセンシーは、(a)要件に対する有 効性についてライセンス許諾ソフトウェアの 査定および評価を行い、(b)人的リソースお よびコンピュータ リソースによってライセン ス許諾ソフトウェアが適切に使用されること を確認し、(c)特に、ライセンス許諾ソフト ウェアと併せて使用されるすべてのコンピュ ータ プログラムおよびハードウェアにライセ ンス許諾ソフトウェアの機能および動作に悪 影響を与える不具合がないことを確認し、(d) ライセンシーの組織内で動作に関する適切 な監督方法と使用手順を確立し、(e)交換お よびセーフガード措置を含むトラブルシュー ティング計画(定期的かつ適切なデータ バッ クアップ、データ トラフィックのセキュリテ ィ、データ保護、およびクリティカル システ ムの冗長性確保を含む)を策定または実施し 、(f)個人データおよび/または機密データ の取り扱いに関する法律に準拠してソフトウ

ェアを操作することについて、全責任を負い ます。

2.12 法的責任

準拠法の範囲内において、Y Soft は、ライセ ンシー、またはライセンシーがサービスを提 供する第三者の側で、該当するライセンスの 内容に従ってライセンス許諾ソフトウェアを 使用することにより発生した、直接的または 間接的な損害(ビジネス上の損失、追徴税、 または行政当局に対するその他の債務、利益 の逸失、取引関係に対する損害、データの逸 失または破損などを含む) について、法的責 任を負いません。これは、そのような損害が 発生する可能性について Y Soft が事前に通 知を受けていた場合にも適用されます。Y Soft 製ソフトウェアの使用により、または何 らかの損害により発生するライセンシーまた は第三者に対する Y Soft の法的責任は、ラ イセンス許諾ソフトウェアの使用に対してラ イセンシーが支払ったライセンス料金を超え ることはありません。この法的責任には、ラ イセンス許諾ソフトウェアの使用権の付与、 およびライセンシーによるライセンス許諾ソ フトウェアの使用に起因する損害に関する、 すべてのライセンシーの主張が包含されます 。Y Soft は、(i) 第三者の活動または第三 者が提供するサービス、(ii)他のソフトウ ェアの使用、または(iii)ライセンス許諾ソ フトウェアのメンテナンスの不履行(利用可 能な修理をインストールしないことなどを含 む)に起因する損害に対する法的責任を負い ません。この損害には、Y Soft の認定パート ナーが提供したその他のソフトウェアまたは サービスに起因するすべての損害が含まれま す。

2.13 ライセンスの開始および終了

ライセンスは、ライセンシーが(クリックラップ契約への同意などにより)Y Soft の EULA の契約条件に同意した日から有効になります。ライセンスは、ライセンスが許諾された期間の終了とともに終了/失効します。Y

グローバル - エンド ユーザ ライセンス契約

Soft は、ライセンシーが Y Soft の本 EULA に違反した場合には、ライセンスを終了する ことができます。ライセンスの終了方法に関わらず、下位条項 2.7、2.8、および 2.11 の 規定は、終了後も存続します。

特定のライセンス タイプ

該当する場合は、取得したライセンスのタイプに基づいて、以下の規定がライセンスの一般規定に優先します。

3. NFR ソフトウェアの使用

3.1 ライセンス料金

NFR ソフトウェアのライセンスは無償で許諾 されるため、ライセンシーは NFR ソフトウェ アのライセンス料金を Y Soft に支払う義務 はありません。

3.2 保証およびソフトウェア サポートの免除

Y Soft は NFR ソフトウェアの動作および機能に関する保証または表明は行いません。Y Soft は NFR ソフトウェアに関するソフトウェア サポートは提供しません。

ライセンシーが使用できる NFR ソフトウェアは規定されているバージョンに限定されますが、ライセンシーはライセンスの有効期間中については更新版を受け取る権利があります

3.3 ライセンスの終了

Y Soft は、単独の裁量で NFR ソフトウェア を使用するライセンスを終了する権利を持ちます。この終了は直ちに効力を持ち、ライセンシーに対する救済はありません。

4.試用版ソフトウェアの使用

4.1 ライセンス料金

試用版ソフトウェアのライセンスは無償で許諾されるため、ライセンシーは試用版ソフトウェアのライセンス料金を Y Soft に支払う義務を負いません。

4.2 保証およびソフトウェア サポートの免除

Y Soft は試用版ソフトウェアの動作および機能に関する保証または表明を行いません。Y Soft は試用版ソフトウェアに関するソフトウェア サポートを提供しません。

ライセンシーが使用できる試用版ソフトウェ アは規定されているバージョンに限定されま すが、ライセンシーにはライセンスの有効期 間中については更新版を受け取る権利があり ます。

4.3 ライセンスの終了

ライセンシーは該当するライセンス証明書で 規定された限定的な期間内(通常 3 か月)に 限り、試用版ソフトウェアを使用することが できます。その期間の経過後は、Y Soft は単 独の裁量によって試用版ソフトウェアを使用 するライセンスを終了する権利を持ちます。 ライセンスの終了は直ちに効力を持つため、 試用版ソフトウェアを使用するライセンスが 本契約書の第 1.5 項で定義されている期限に 技術的に限定されていない場合も含め、ライセンシーに対する救済はありません。

5.アウトソーシング ライセンス

5.1 ライセンス証明書

前述の下位条項 1.9 に記載されている情報に加えて、ライセンス証明書には、ライセンス 許諾ソフトウェアの使用を通じてライセンシーからサービスが提供される者に関する詳細を記載することができます。

5.2 ライセンスの範囲

ライセンシーにアウトソーシング ライセンス が許諾されている場合、ライセンシーはライ センス許諾ソフトウェアを使用して第三者に サービスを提供する権利があります。ただし それはライセンス証明書に記載されている第 三者に限定されます。

5.3 ライセンシーの法的責任

ライセンシーにアウトソーシング ライセンス が許諾されている場合、ライセンシーはライ センス許諾ソフトウェアの使用を通じたサー ビスの提供を受ける人物について、前述の下 位条項 2.11 で規定されているすべての行為 について完全な責任を持ちます。

6. サブスクリプション ライセ ンス

6.1 新しいバージョンの使用

下位条項 2.10 で規定されている例外に加えて、ライセンシーはソフトウェア サブスクリプション期間内に限り、Y Soft がリリースする新しいバージョンのライセンス許諾ソフトウェアを使用することができます。

6.2 ライセンス期間およびライセンスの終了

ライセンスは、ライセンス許諾ソフトウェア のサブスクリプション期間の終了とともに失 効します。ライセンシーはライセンスが失効

グローバル - エンド ユーザ ライセンス契約

する前に、該当するライセンス料金を Y Soft に支払うことで、ライセンスを延長すること ができます。その場合ライセンスは、ライセンス料金の支払いがあった期間について延長されます。ライセンスは上記の手順に従って 何度でも延長することができます。

7. 既存のライセンシーの権利お よび EULA の変更

7.1 本バージョンの EULA の発効日より前に Y Soft からライセンスを取得したライセンシーは、以下の権利を得ます。

- (i) 該当するライセンスの発行時点で有効 であったライセンス条件に従ってライセ ンス許諾ソフトウェアを使用する権利。
- (ii) 本バージョンの EULA を選択して受け 入れる権利。その場合には、(直接また は Y Soft の認定パートナーを通じて、 また常に本文書の最新バージョンに準拠 して)本バージョンの EULA に拘束され ることに同意する旨を、Y Soft に書面で 通知するものとします。
- 7.2 ライセンシーは、ライセンス証明書の発行時点で有効なライセンス条件(EULA条件)の下で、(i)サブスクリプションライセンスの場合はライセンス証明書で指定されているライセンス期間の終了まで、(ii)指定された期間または不確定な期間について購入されたライセンスの場合はライセンス許諾ソフトウェアを使用することがでライセンス許諾ソフトウェアを使用することがあるます。サブスクリプションが延長された場合ます。サブスクリプションが延長された場合は、ライセンス許諾ソフトウィアションが延長された場合なライセンス許諾ソフトウィアシーはそのような更新、延長、またはアップグレードされた場合には、ライセンシーは下された場合には、ライセンシーとであるな更新、延長、または一般的なライセン条件)に同意するものとします。

8. 準拠法、裁判管轄、および紛 争解決

- 8.1 本 EULA は、その効力、解釈、執行に つきチェコ共和国法に準拠するものとします
- 8.2 本 EULA に起因または関連するあらゆる紛争は、チェコ共和国経済会議所・農業会議所仲裁裁判所において、その法令に従い、該当する仲裁裁判所の法令に基づいた 3 名の仲裁人により、最終的な効力を持って解決されるものとします。訴訟場所はプラハであり、手続言語には英語が使用されるものとします。
- 8.3 本 EULA は、いかなる裁判管轄の国際 私法、および国連国際物品売買条約にも支配 されないものとし、その適用を明示的に排除 します。

Y Soft Corporation, a.s.